

豊川市監査公表第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年3月26日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	奥澤和行

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

子ども健康部子育て支援課

2 監査の範囲

令和4年4月1日～ 令和6年1月23日

3 監査の実施期間

令和5年12月18日～ 令和6年1月23日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務に関する事務について
- オ 人事に関する事務について
- カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

児童発達相談センター使用料の収納現金について、豊川市出納員及び分任出納員に任命されていない職員が現金の保管事務を行っていた。このため、現金の保管事務について、法令等に則した適正な事務に改善されたい。